

身体拘束を原則行わない医療提供方針

医療法人社団 温光会 内藤病院

当院では入院中、身体拘束は原則行いません。

患者さんはご病気となって入院されているので、体にも心にもすでに大きなストレスがかかっています。それに加え、入院という大きなイベントは患者さんにとって想像以上のストレスがかかります。強いストレスにより、患者さんの心身が入院環境に適応できず、問題行動をとることにより、医療の継続が困難になることがあります。

- 厚生労働省では身体拘束は3つの要件を満たせば「やむを得ない」という指針を出しています。
 - 1 【切迫性】患者さん本人や他の患者さん、職員の生命または身体が危険にさらされる緊急の事態が起こったとき
 - 2 【非代替性】身体を拘束その他の行動制限を行う以外に患者さん本人や他の患者さん、職員の生命または身体を守る代替方法がないとき
 - 3 【一時性】一時的に必要な最低限の身体拘束を行うことで、患者さん本人や他の患者さん、職員の生命または身体の危険が回避されると判断できるとき
- 必要最小限の身体拘束をせざるを得ないときの病院職員の対応は以下の3つです。
 - 1 緊急やむを得ず身体拘束をせざるを得ない状態であるかどうかを、医師と看護師を含む多職種による話し合いにより判断する。必要と認めた場合、医師は身体拘束の指示をする。
 - 2 身体拘束の期間や時間を定め、問題行動を誘発する原因除去の検討を多職種で行い、認知症専門医師による現場確認も行う。拘束の解除に真摯に取り組む。
 - 3 身体拘束の弊害として擦過傷や痣、関節の動きなどの問題が起こっていないかを観察し、心のケアに努め、筋力低下の予防に努める。

令和8年4月1日 病院長